

(5)措置入所対象者の受け入れ状況

調査該当年度における、受け入れた措置入所対象者の人数（実人数）

※措置入所は老人福祉法に基づくものとする

収集期間： 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

老人福祉法において、家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権をもって必要なサービスを提供するために措置制度が存続しています。

措置制度には、①養護老人ホームへの入所（法第 11 条第 1 項第 1 号）と②やむを得ない事由による措置（法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号）があります。

指標 5：措置入所対象者の受け入れ状況

| 区分 | 施設名 | 受け入れ人数 |
|----|--------------|--------|
| 特養 | 10例未満(8施設) | 9 |
| | 特別養護老人ホーム 平均 | 0.18 |

